

台風など非常時の対応について

台風など気象状況等によって災害の発生が予想される場合は、児童の安全を確保するため、下記により臨時休業等の措置をとることがありますので、ご理解をお願いします。

記

1 滋賀県に「特別警報」「暴風を含む警報」発令時における措置について

- (1) 登校前において、特別警報・暴風警報が発令されている場合、児童は自宅待機させてください。
- (2) 午前7時において、特別警報・暴風警報が発令中の場合、臨時休業とします。児童は登校させないでください。
- (3) 午前7時までに特別警報・暴風警報が解除された場合であっても、危険が予測される場合は臨時休業または始業時刻の繰り下げの措置をとることがあります。その場合は、メール配信およびホームページで指示しますので、それに従ってください。
(注) テレビ・ラジオなどの気象情報に注意してください。

2 滋賀県に「その他の警報（大雨・洪水等）」発令時における措置について

- (1) 暴風を含む警報以外の大雨、洪水警報の場合、警報の発令をもって臨時休業の措置はとりません。学校からの指示がなければ、平常どおり登校させてください。
- (2) 警報の発令に伴い危険が予測される場合は、臨時休業または始業時刻の繰り下げの措置をとることがあります。その場合は、メール配信およびホームページで指示しますので、それに従ってください。